

処 分 基 準

令和7年3月12日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第3条（許可の基準）
処 分 基 準：別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：